

建設、インフラ、プロジェクト

新規制について

タイの公共建設セクターにおける請負業者登録に関する新規則

はじめに

2026年1月13日付官報に掲載された「事業者登録適格基準に関する省令（第2号）B.E.2569（2026年）」（以下「新省令」といいます。）は、タイ公共調達・供給管理法 B.E.2560（2017年）（以下「PSMA」といいます。）に基づくタイ公共調達プロジェクトにおける請負業者登録を規定する規制枠組みを変更しました。

主な変更点は以下のとおりです。

- ① 登録業者の適格性に関する監視・検証にかかる法定期間を延長
- ② 登録業者の格下げに関する正式な仕組みを導入
- ③ 登録抹消の根拠を厳密化・拡大
- ④ 従来の料金表の廃止と新たな料金表への置換

①適格性検証のための監視期間の延長

新省令により、登録事業者の適格性に関する監視・検証期間が、会計検査院への登録日から起算して2年間から3年間に正式に延長されます。これにより、登録業者は適格性審査への準備期間をより確保しやすくなり、また、適用される登録要件への継続的な遵守を確保するための時間も確保されることとなります。

②登録請負業者の格下げおよび従前の等級への復帰

従来、事業登録資格基準を定める大臣規則（B.E.2560＝2017年）においては、請負業者の登録等級を降格させる明示的な仕組みは存在していませんでしたが、新省令では正式な格下げ制度が導入されます。格下げされた業者は、格下げ後の等級に対応する公共事業のみに入札・請負が可能となり、公共部門における事業機会に重大な影響を及ぼす可能性があります。さらに、基準不適合（PSMA 第106条第3項）により政府機関との入札提出または契約締結が一時停止された請負業者は、自動的に格下げされます。ただし、格下げされた請負業者は、PSMAに基づく価格評価委員会が定める基準を満たす場合、元の登録等級への復帰を申請できます。

③登録抹消（登録簿からの削除）

新省令は、請負業者の登録抹消事由を拡大しました。詐欺や虚偽文書の提出に加え、建設工事において専門的技術基準を満たさない方法で業務を遂行した、または職務遂行上の重大な過失により他人の死亡を招いたことを理由に政府機関との入札・契約が停止された場合（PSMA 第 106 条第 3 項）にも、登録から抹消される可能性があります。

資格喪失期間及び再申請条件

新省令は、登録抹消後の資格喪失期間および再申請条件に関する枠組みも改正しました。従来はおおむね 2 年後に再登録を認めていたのに対し、新省令ではより明確かつ具体的な資格喪失期間と再申請条件を定めています。主要な点は以下のとおりです。

1. 一般資格（例：タイ人取締役を過半数とする要件）の不備による登録抹消の場合、事業者は抹消日から 2 年間を経過しなければ新規申請を提出できない。
2. 政府プロジェクトの放棄（PSMA 第 109 条に基づく通知対象）による登録抹消の場合、当該放棄に起因する禁止状態が解消され次第、新たな申請を提出できる。
3. 最低資格基準（財務能力、過去の業績、プロジェクト経験、機械・設備等）を満たさなかったことによる除名（ただし、会計監査局が不正行為と判断した場合を除く）の場合、請負業者は適用される最低資格基準を満たした時点で新たな申請を提出できる。
4. 詐欺または虚偽書類の提出による除名の場合、請負業者は除名日から 10 年間経過後でなければ新たな申請を提出できない。
5. その業務遂行が専門的技術基準を満たさなかったために解任された場合、または業務遂行における重大な過失により他人の死亡を招いた場合、請負業者は解任日から 2 年間を経過するまで新たな申請を提出してはならない。

④手数料率表

請負業者登録に関する従来の料金表も、新省令に基づき発行された新料金表に置き換えられました。

請負業者向けの重要なポイント

公共建設事業に従事する請負業者は、新たな枠組みのもとでの継続的な適格性を確保するため、内部コンプライアンス、技術基準、リスク管理手順を慎重に再検討すべきです。特に専門的技術基準、文書の正確性、継続的資格要件に注意が必要です。

上記についてご質問やご不明な点がございましたら、弊所担当チームまでお問い合わせください。

なお、英語版は[こちら](#)からアクセスいただくことが可能です。

連絡先

建設・インフラ・プロジェクト部門

Surasak Vajasit

CHAIRMAN AND SENIOR PARTNER

D +66 2656 1991
surasak.v@rajahtann.com

Supawat Srirungruang

CO-MANAGING PARTNER

D +66 2656 1991
supawat.s@rajahtann.com

Piroon Saengpakdee

PARTNER

D +66 2656 1991
piroon.s@rajahtann.com

Krida Phoonwathu

PARTNER

D +66 2656 1991
krida.phoonwathu@rajahtann.com

Wu Xiaomin

PARTNER

D +66 2656 1991
xiaomin.wu@rajahtann.com

寄稿者に関する注記

本リーガルアップデートは、上記の担当パートナー弁護士が寄稿し、**Thanapat Yaemklin**（シニア・アソシエイト、Rajah & Tann (Thailand) Limited）および **Prat Naka**（シニア・アソシエイト、Rajah & Tann (Thailand) Limited）の協力を得て作成されました。

ご質問がある場合は、弊所（TEL:+66 2 656 1991、Email: bangkok@rajahtann.com）までお気軽にお問い合わせください。

各オフィスの連絡先

カンボジア

Rajah & Tann Sok & Heng Law Office
T +855 23 963 112 | +855 23 963 113
kh.rajahtannasia.com

中国

Rajah & Tann Singapore LLP
Representative Offices
Shanghai Representative Office
T +86 21 6120 8818
F +86 21 6120 8820

Shenzhen Representative Office
T +86 755 8898 0230
cn.rajahtannasia.com

インドネシア

Assegaf Hamzah & Partners
Jakarta Office
T +62 21 2555 7800
F +62 21 2555 7899

Surabaya Office
T +62 31 5116 4550
F +62 31 5116 4560
www.ahp.co.id

ラオス

Rajah & Tann (Laos) Co., Ltd.
T +856 21 454 239
F +856 21 285 261
la.rajahtannasia.com

マレーシア

Christopher & Lee Ong
T +603 2273 1919
F +603 2273 8310
www.christopherleeong.com

ミャンマー

Rajah & Tann Myanmar Company Limited
T +951 9253750
mm.rajahtannasia.com

フィリピン

Gatmaytan Yap Patacsil Gutierrez & Protacio
(C&G Law)
T +632 8248 5250
www.cagatlaw.com

シンガポール

Rajah & Tann Singapore LLP
T +65 6535 3600
sg.rajahtannasia.com

タイ

Rajah & Tann (Thailand) Limited
T +66 2656 1991
F +66 2656 0833
th.rajahtannasia.com

ベトナム

Rajah & Tann LCT Lawyers
Ho Chi Minh City Office
T +84 28 3821 2382
F +84 28 3520 8206

Hanoi Office
T +84 24 3267 6127 | +84 24 3267 6128
vn.rajahtannasia.com

Rajah & Tann Asia は、アジアに拠点を置く法律事務所のネットワークです。

各オフィスは、関連する現地の法律に従って独立して構成されています。各オフィスが提供するサービスは、当該オフィスとクライアントとの間の契約条件によって規定されます。

本稿は、あくまで一般的な情報提供を目的としており、いかなる法的助言も提供するものではなく、また法的拘束力も生じません。Rajah & Tann Asia および各オフィスは、本稿へのアクセスまたはこれに依拠することにより生じる可能性のあるいかなる損失または損害についても、一切の責任を負いかねます。

各オフィスの所在地



Rajah & Tann (Thailand) Limited は、タイにおけるフルサービスの法律事務所であり、国内外での専門知識とリソースを活用し、幅広い法律サービスにおいてクライアント様をご支援いたします。具体的には、タイ国内裁判所における代理業務、国際・国内仲裁、金融関連訴訟・非訟案件対応、外国直接投資、国内外の投資家向け一般企業・商業法務（会社設立、支店・駐在員事務所の設立、各種免許・許可・認可の申請手続き等）を取り扱っております。

Rajah & Tann (Thailand) Limited は、カンボジア、中国、インドネシア、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムに拠点を置く現地法律事務所ネットワーク「Rajah & Tann Asia」の一員です。当アジアネットワークには、日本および南アジアに特化した地域デスクも含まれております。

本稿の内容は、Rajah & Tann (Thailand) Limited が権利を有するものであり、タイの法律および国際条約を通じて他国の著作権保護の対象となります。本稿のいかなる部分も、Rajah & Tann (Thailand) Limited の事前の書面による許可なく、複製、ライセンス供与、販売、出版、送信、改変、翻案、公衆への展示、放送（電子的手段によるいかなる媒体への保存も含み、一時的か否かを問わず、本許可で認められる目的以外での利用）を行うことはできません。

なお、本稿に記載されている情報は、作成時点における当事務所の知る限り正確な情報に基づいておりますが、あくまで当該トピックに関する一般的な指針を提供することを目的としており、特定の行動方針に関する専門的な助言としては作成されておられません。本稿の内容はクライアント様の特定の事業および運営上の要件に適合しない可能性があります。クライアント様のご状況については、それに応じた法的アドバイスをご確認していただくことが必要になります。具体的なご相談に関しましては、Rajah & Tann (Thailand) Limited の弁護士までお問い合わせいただくようお願いいたします。